

放送大学学園表彰規程

平成18年12月5日
放送大学学園規程第7号

(趣旨)

第1条 放送大学学園（以下「学園」という。）の職員以外の個人又は団体（以下「個人等」という。）に対する表彰は、この規程の定めるところによる。

(対象者)

第2条 表彰は、学園に対して顕著な貢献をされた個人等に対し行うものとする。

(表彰)

第3条 表彰は、理事長が感謝状を授与することにより行うものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月5日から施行する。